

南北朝時代における怨霊鎮魂問題と足利將軍家の位相

李 世淵

はじめに

前近代日本社会の公権力にとって、怨霊鎮魂は戦後なすべき徳政の一つだった¹⁾。ときの治者たちは、戦乱で満身創痍となった社会をもとに戻すべく²⁾、戦争死者の怨念を和げること
に腐心したのである。

このような動向は南北朝時代にも確認できるが、長期に亘る動乱で非業の死を遂げた者たちの怨念は、一気に宥められ
たり、封じ込められたりはしなかった。すなわち、南北朝時
代には動乱の折り目ごとに怨霊の跋扈が懸念され、その鎮魂
が試みられたのである。具体的にいえば、元弘・建武年間
(一二三二―一三三八)、暦応・康永年間(一二三三―一三三九)、文
和・延文年間(一二三五―一三六一)、明德年間(一二三九―一三
四〇)が、怨霊鎮魂問題における画期をなしている。

ところで、南北朝時代の怨霊鎮魂といえば、夢窓疎石への

関心もあって、これまではとくに暦応・康永年間における安
国寺・利生塔の設定や、天龍寺の建立問題が注目されてきた。³⁾
これらの事例が有力な指標となることは否めないが、先に触
れたように、南北朝時代の怨霊鎮魂問題をめぐっては、複数
の画期が存在する。したがって、同問題を解明するためには、
ほかの画期の事例にも目配りをし、動乱期全体を見据えた総
括的な議論を行わねばならないと考える。

本論文は、このような問題意識に基づき、南北朝動乱の推
移のなか、怨霊鎮魂問題における足利將軍家の位相がいかに
変化していったのかを考察するものである。動乱の中心に立
っていた足利將軍家の位相を跡づけることによって、南北朝
時代における怨霊鎮魂問題の輪郭も浮びあがってくる。だろ
う。

議論は、上記の四つの画期を踏まえて行うが、行論の便宜
上、それぞれの画期に拘らない場合もあるだろう。それでは、

さつそく、元弘・建武年間における怨霊鎮魂の様子から見てみよう。

一 後醍醐天皇による怨霊鎮魂と足利尊氏の立場

元弘三年（一一三三）、鎌倉幕府が滅亡すると、北条高時以下戦争死者の鎮魂問題が浮上してくる。当初よりこの問題へ真剣に取り組んだのは、後醍醐天皇だった。

元弘三年六月、伯耆国船上山から京都へ戻った後醍醐天皇は、さつそく戦争死者の鎮魂に着手した。まず、後醍醐天皇は、六月十五日、勅願寺の極楽寺に祈祷をもとめているが、その目的は戦争死者の鎮魂にあった。というのも、この措置を踏まえて出された、称名寺長老宛ての極楽寺住持俊海の元弘三年八月十九日付書状に、「任被仰下之旨、被致御祈祷、
□被修朝敵並合戦之輩滅罪之善根候也」とみえるからである。⁵

次いで六月二十九日には、繪旨をもって筑後国竹野荘地頭職が、「光明真言之料所」として西大寺長老覚律に寄進されているが、建武三年（一一三六）三月二十四日、足利尊氏が「戦場士卒之亡魂」を弔うため、筑後国竹野新庄四ヶ郷を「光明真言之料所」として同じく覚律に寄進していることを考えれば、後醍醐天皇による寄進の目的は、戦争死者鎮魂だったと推定される。

さらに、七月二十五日には、「伊豆国北条宅「高時」と

「上総国畔蒜莊領家□」の知行が、後醍醐天皇によって「山内禪尼」（北条貞時の後室Ⅱ高時の実母）に安堵されているが、これもおそらく北条高時以下の鎮魂のための措置だろう。⁶

『太平記』卷第十二・大内造宮並びに聖廟の御事には、元弘三年末、後醍醐天皇の命令によって、戦争死者鎮魂のための盛大な仏事が法勝寺で行なわれたとみえるが、この記述は、ここまで述べてきた事実を下敷きにしているといえよう。元弘三年十一月頃には、実際「法勝寺一切経頓写事」をめぐる連絡が飛び交っており、『太平記』の記事は一定の事実を伝えるものと判断される。少なくとも、朝廷による鎌倉幕府方怨霊の鎮魂が、しかるべきこととして社会一般に認識されていたことは、認めてよいだろう。

こうして後醍醐天皇が北条高時以下戦争死者の鎮魂問題に取り組むなか、足利尊氏も同問題に関わるようになる。よく知られているように、尊氏という名は後醍醐天皇の諱尊治によるものであり、本名は北条高時に因む高氏であった。元々の家筋はともあれ、現実問題として、尊氏は寝返りし主人を討つたのである。尊氏が高時怨霊を懸念していたであろうことは、想像に難くない。

そこで、まず建武二年（一一三五）十月頃の謀反にいたるまで、尊氏が関わった高時怨霊鎮魂の事例を探ってみると、次の二例が確認できる。

史料一「足利尊氏寄進状」¹²

寄附す 丹波国八田郷光福寺、

日向国国富庄内石崎郷地頭職の事、

右、四海の静謐、一家の長久を祈らんがため、はたま
た、相模入道高時「法名常鑑」并びに同時所所滅亡輩
の怨霊を救はんがため、寄附する所、件の如し、

建武二年三月一日

参議(花押)

光福寺長老

史料二「足利尊氏寄進状案」¹³

寄せ奉る 円頓宝戒寺

相模国金目郷半分の事

右、相模守高時「法名崇鑑」天命已に尽き、秋刑忽ち臻
る、是れ以みれば、

当今皇帝、仁慈の哀恤を施され、怨念の幽霊を度せん
がため、高時法師の旧居において、円頓宝戒寺の梵宇
を建てらる、爰に尊氏、武将の鳳 詔を奉じて、逆徒
の梟悪を誅す、征伐、時を得て、雄勇に功を遂ぐ、然
るの間、滅亡の輩、貴賤老幼男女僧俗、勝げて計ふべ
からず、これに依り、金目郷を割分し、宝戒寺に寄す
るところ也、是れ、偏に亡魂の恨を宥め、遺骸の辜を

救はんがため也、然れば則ち

皇帝、久しう殷周の化を施し、愚臣、早く伊呂の功を

固めん、仍つて寄せ奉ること、件の如し、

建武二年三月廿八日

参議源朝臣在御判

円頓宝戒寺上人

史料一にみえるように、尊氏は、建武二年三月一日、高時
らの怨念を慰めるべく、日向国石崎郷を母方ゆかりの光福寺
(のちの丹波国安国寺)へ寄進し、さらに、史料二にみえる
ように、同年三月二十八日には、後醍醐天皇が高時以下怨霊
を慰撫すべく「高時法師の旧居」に建てていた宝戒寺へ「相
模国金目郷半分」を寄進した。宝戒寺の建立事情を明かして
くれる同時代の史料はほかに存在せず、「円頓宝戒寺の梵宇
を建てらる」というくだりの内容は何とも断言できないが、
尊氏が光福寺へ寄進を行なった三月一日より先、建武政権内
で高時怨霊鎮魂問題が再三話題になっていたとしても不思議
ではない。つまり、尊氏の光福寺への寄進の場合、後醍醐天
皇による宝戒寺建立の件に刺激され行われた可能性が考えら
れる。

ところで、これらの事例から確認される尊氏の行動は、先
に検討した後醍醐天皇の行動とは一線を画するものと判断さ
れる。後醍醐天皇の行動の根底には、「義戦」の最終責任者

として高時怨霊鎮魂問題を先導するという認識が伏流しているとみられるが、尊氏のそれには、怨霊に対する私人としての後ろめたさは認められるもの、公としての自己認識はほとんど読みとれないからである。もちろん、史料一に「四海の静謐」の文言がみえるが、史料二の「爰に尊氏、武將の鳳詔を奉じて、逆徒の梟悪を誅す、征伐、時を得て、雄勇に功を遂ぐ」というくだりを踏まえれば、尊氏が発した「四海の静謐」という文言の重みのほどは推し量られるだろう。尊氏の主眼は、むしろ怨霊鎮魂による「一家の長久」にあつたと考えられる。

鎌倉武士たちは、公の戦いによって生じた怨霊を鎮めることは原則的に朝廷の責務であると認識していたが、高時怨霊鎮魂問題に臨む尊氏の態度は、その延長線上で理解できよう。後醍醐天皇が先頭に立って高時怨霊鎮魂問題を取仕切る間、尊氏があえて名乗りをあげ、同問題の前面に出る必要はなかつた。

だが、このような状況はわずか数年で終焉を迎える。尊氏が謀反を起こし南北朝が成立すると、怨霊鎮魂問題はより複雑な様相を呈してゆくのである。

二 南北朝の成立と足利將軍家の擡頭

南北朝が成立し全国的な規模の戦乱が勃発すると、足利將

軍家に怨みをもつ死者たちが踵を接して生じてくる。後醍醐天皇をはじめとする南朝方怨霊の発生と活動ぶりは『太平記』に詳しいが、天正本『太平記』には、夢窓疎石が怨霊鎮魂の歴史を振り返りながら天龍寺の建立を足利氏に勧めたとみえる。¹⁵ このことの真相はわからないが、疎石が怨霊鎮魂問題で頭を抱えていた足利將軍家へ手を差し伸べたことは間違いない。冒頭で触れた研究動向は理由なきことではないのである。そこで、本節では疎石の発言に注意しながら、曆応・康永年間（一三三八〜四五）における怨霊鎮魂問題の変貌ぶりを考察してゆきたい。まず、安国寺・利生塔の設定、天龍寺の建立をめぐる疎石の肉声に耳を傾けてみよう。

史料三『夢窓国師語録』卷下之一・覺皇宝殿慶贊陞座¹⁶

（上略）、また云く、妙性円命、諸名相を離れ、本来、世界衆生有ること無し、此れ是の如来の欺らざるの語也、既に世界無し、安ぞ興亡治乱の為変有らんや、また衆生無し、寧ぞ彼我冤親を其の間に容れんや、（中略）、若し其の本を究めば、則ち禍これ福と同源、冤これ親と一体、仏祖世に興すること、別事がためにあらず、ただ衆生をして此の同源一体の域へ悟入せしめんがためのみ、爰に元弘以来、天下大いに乱る、ただ戰場兵卒驅命を殞すのみにあらず、山野の飛走に至

るまで、また其の余殃に罹る、(中略)、ここに、征夷大将軍源朝臣・左武衛將軍源朝臣、真智を内に薫じ、靈機を外に発す、自ら慙愧を懷き、愆尤を謝せんと欲す、具に丹悃を陳べ、叡聞に上達す、伸ぶるところの懇志、深く、叡襟に協ふ、乃ち、聖旨を奉じ、樽桑國中において、州ごとに一寺一塔を建立し、普く元弘以来戦死傷亡一切魂儀がため、覺路を資薦す、また曆応年中、特に、叡願を立て、此の皇宮を革め、以て梵苑と作し、先皇のおんために、嚴に寂場を飾る、また武家に命じ、其の营造を董す、年を経ること未だいくばくならずして、不日功を成す、寔に是れ君臣道合、天龍保持の致すところのみ、便ち見る、物、否を終へずして、悪事転じ善事と成り、法に定相無く、逆縁却つて順縁と為ることを、此れ其の禍福同源、冤親一体たるゆえん者也、(下略)。

史料三は、貞和元年(一一四五)八月三十日に、天龍寺へ御幸した光嚴院のため語られた疎石の法語である。冒頭には、「諸名相」が幻想であること、したがって差別的に認知される禍・福や、冤・親も「同源」「一体」であることが説かれているが、この原論は、敵味方の争う現実世界を論断するための下敷きになっており、後半で再び喚起されている。

戦争死者の鎮魂問題は八行目以下にとりあげられているが、疎石が同問題において目指した理想のあり方は、「君臣道合」という文言に集約されているといえる。すなわち、疎石は、安国寺・利生塔の設定や、天龍寺の建立を、北朝と足利將軍家の協力のもと成し遂げられた事業と評価し、これらの事業により「善事」「順縁」がもたらされると力説しているのである。

疎石は、北朝とともに足利將軍家を、戦争死者の鎮魂問題において欠かせない存在と位置づけているわけだが、このことは、彼が足利將軍家に仏法興隆の期待を寄せていたことと不可分の関係にある。

玉懸博之氏によれば、疎石は靈山付囑の論理を打ち出し、足利將軍家を國王に匹敵する仏法興隆の担い手と位置づけたという¹⁷。疎石が提示した靈山付囑の論理とは、仏が仏法を「諸國王」に付囑したという『仁王般若経』卷下・受持品の文言¹⁸を踏まえ展開したもので、現の「諸國王」に、えらばれし者としての自覚をもって仏法興隆に励むようもとめるという言説である。

靈山付囑の故事自体は、日本社会でも古来よく知られていたらしく、たとえば、保安四年(一一三三)に石清水八幡宮へ捧げられた白河院の告文には、「伏惟ハ王法ハ如来の付属爾依天国王興隆す、是以仏法ハ王法保護れ天こそ流布すれ」という

くだりが見出される。¹⁹この段階で「諸国王」の地位が天皇家に独占されていたことはいうまでもないが、疎石は仏法を付嘱された「諸国王」を、「国王・大臣・有力(の)檀那」²⁰と拡大解釈し、足利將軍家を国王に匹敵する有力檀那と位置づけたのである。世法に対する仏法の絶対優位を語る疎石にとって、現実世界における身分の優劣など理念的に意味を有さず、疎石は「乱世なりとも、もし仏法だに世に住せば、嘆くべきにあらず。しかれば、禪・教・律かはりたりといふとも、仏弟子となれる人は同じく天下太平仏法紹隆と祈り玉ふべし。若し爾らば天下に誰にても仏法を興行しますべき宿習も威勢もそなはり玉ふ人、此の祈りをば受けとり玉ふべし」と公言している。仏法興隆という至上課題の前に、かつて絶対優位にあった天皇家の地位は相対化されたのである。²³

こうして、疎石が切り開いた思想的地平の上に、足利將軍家が仏法興隆の一環として怨霊鎮魂問題へ主体的に対応する構図が浮かびあがってきた。それでは、足利將軍家は実際怨霊鎮魂問題へどのように対応していったのか。以下、高時怨霊鎮魂問題の展開様相を検討しながら、この点を確認してみよう。

南北朝が成立する建武三年(一二三三)以降、高時怨霊鎮魂の様子をみてみると、朝廷(南朝・北朝ともに)の動きはほとんど見当たらないが、これに対し、足利將軍家の動きは

活発になってゆく。まず、先に触れたように、尊氏は、謀反直後の建武三年三月、後醍醐天皇に倣って筑後国竹野新庄四ヶ郷を戦争死者鎮魂のため西大寺へ寄進した。次いで、直義は、建武四年十月十六日、恵鎮に宝戒寺住持職や宝戒寺領を安堵し、さらに暦応二年(一二三九)には、「入道貞時朝臣後室比丘尼建立厄院」であり、「救済元弘以来亡魂之浄場」だった伊豆国円成寺へ寄進を行っている。²⁵

康永四年(一二四五)五月二十二日には、高時十三周忌供養が足利將軍家の沙汰で行なわれ、観応の擾乱直後の観応三年(一二三二)七月には、尊氏・基氏父子によって宝戒寺の造営が進められた。²⁷さらに、貞治四年(一二三五)五月、高時十三周忌の際には、幕府の要請により高時へ正四位下が贈られ、盛大な仏事が大光明寺・等持寺などで行なわれた。²⁹

このような一連の流れの背景としては、まず先に検討した疎石の思想的影響が想定されよう。だが、それとともに注目すべきなのは、南北朝の成立により高時怨霊鎮魂問題が再編を余儀なくされたことである。

史料三で確認したように、疎石は戦争死者鎮魂問題における「君臣道合」を唱えたが、北朝はそれを実現するだけの政治力や経済力を併せ持っていなかった。それに加え、両統並立の時代以来武家政権への依存度を増してきた持明院統の体質³⁰も考慮せねばならないだろう。一方、北朝があてにならない

いからといって、高時追討の宣旨を下した後醍醐天皇・南朝による鎮魂をもって問題の完結を望むのは言語道断である。要するに、足利將軍家は、自らもたらした南北朝の両立という異様な構造そのものによって、否応なしに高時以下の怨霊鎮魂問題を先導せざるをえない境遇に立たされたのである。

このような足利將軍家の位相変化の形跡は、かつて「君臣道合」を唱えた疎石の語録にも見出される。次の史料をみてみよう。

史料四『夢窓国師語録』卷上・再任天龍資聖禪寺語録₁

(上略)、夫れ以みれば、真浄界中に他無く自無し、豈に怨親を其の間に容れんや、一迷纔かに生ぜば、万境随つて現ず、世界の治乱、人倫の怨親、虚妄に相酬ひ、虚妄に相奪ふ、若し靈根有らば、直下に非を知り、一念生ぜずして前後際断せん、若し是れ浅識の流、此の幻妄、縛るところを被らば、休歇有ること無からん、或は怨に似て親なる者あり、或は親に似て怨なる者あり、怨これ親と都て定相無し、此れ其の怨親俱に幻妄たるゆえん也、元弘大乱の時、征夷將軍特に勅命を奉じ、速やかに国敵を亡ぼす、茲に因りて官位日日喬きに遷り、名望人人觀を改む、忽ち讒虎の威聲を長ずるに因りて、遂に逆鱗の回避し難きことを得たり、其

の由来を釋ぬるに、併しながら是れ疾く功業を成し、甚だ 叙襟に愜ふことの致すところ也、古者道く、親是れ怨の媒たり、と、其れ此の謂れか、茲に祥瑞の雲散じ、龍馭虜ずも南山へ幸し、簫韶の声消え、鳳輦また北闕に還らず、武家大息し謂へらく、悲しきかな、臣遂に讒諛に墮ち、陳謝及ばず、永く逆臣の謬に沈むのみ、と、故を以て、武家の愁歎、常流より切なるも、敢へて恨緒をもつて懷に介せず、自ら丹悰を瀝ぎ、特に白業を修し、専ら覺果を祈り奉らんと欲す、遂に大伽藍を建てられ、大仏事を作す、暑往き涼来たりて、また南呂に逢ふ、一十三回御忌、忽爾に斯に臨み、五千余卷真詮、旧に仍つて看閱す、しかのみならず、新に僧堂を開き、以て清衆を安んず、ただ今日一会の仏事にあらず、尽未來に 神儀を資薦し奉らんと欲す、其の追修懇切の志を詢めば、偏に君臣不和の中より出づ、此れを以てこれを思ふに、怨これ親の媒たりと謂ふべき也、(下略)。

史料四は、觀応二年(一二三二)天龍寺に再任した疎石が、後醍醐天皇十三周忌を迎え語つた法語である。全体的な文脈は、史料三のそれに酷似している。つまり、「妄相」についての仏教的原論が述べられた後、それをうける形で現実の動

乱と鎮魂の様子が語られ、最後に再び原論が喚起されているのである。

だが、その具体的な内容には大きな変化が認められる。天龍寺の建立や、十三周忌の仏事が語られるところに、北朝の存在がまったく見当たらないのである。史料四の疎石の説明によれば、天龍寺は尊氏の独力によって建てられたものと位置づけられる。

このような叙述は、偶然の結果ではないだろう。おそらく、疎石は、政治権力として機能不全に陥っていた北朝を目の当たりにし、仏法興隆の希望を一層足利將軍家へかけようとしたのではなからうか。その結果、天龍寺は、あくまでも後醍醐天皇と足利將軍家の関係から生まれた鎮魂施設と改めて位置づけられたのであろう。

疎石の言説の変化を踏まえれば、怨霊鎮魂問題の今後の行方は、およそ予想される。つまり、足利將軍家が先頭に立つて怨霊鎮魂問題を取仕切る構図が想像されるのである。そこで、次節では、晩年の尊氏が推し進めた二つの大事業を検討しながら、観応の擾乱以降の怨霊鎮魂問題の行方について考えてみたい。

三 一切経書写と勅撰集編纂の裏側

観応の擾乱を経て動乱が一層複雑な様相を呈してゆく

か、尊氏は自分の病気のこともあって怨霊の跋扈を再三強く意識したらしい。³² 晩年の尊氏が推し進めた諸々の怨霊鎮魂事業のうち、とくに注目されるのは、一切経の書写と勅撰集の編纂である。まず、一切経の書写問題から検討してみよう。³³

母上杉清子の十三周忌にあたる文和三年（一三五四）、尊氏は正月から一切経書写という大掛かりの仏事を推し進め、十二月等持院で供養した。供養された一切経は、三井寺側の強請により同寺へ奉納され、その一部が三井寺などに現存している。

さて、一切経の各巻には尊氏の発願文が記されており、一切経書写の目的を窺わせる。つまり、尊氏は「願書藏経功德力、世々生々聞正法、（頓悟無上菩提心、登仏果位酬聖徳）、後醍醐院證真常、考妣二親成正覺、元弘以後戦亡魂、一切怨親悉超度、四生六道尽沾恩、天下太平民樂業」という発願文を書き記しており、彼が両親の冥福とともに、後醍醐天皇以下戦争死者の鎮魂を祈願したことがわかる。「源威集」十二・文和東寺合戦ノ事にも、時々刻々と京都へ迫ってくる敵方軍勢のことを喚起しながら、仏事の中断と出陣を進行する人々に対し、尊氏が、「此御仏事ハ依無二私、大願一切経書写既ニ成就ス、悦ノ上ノ喜也、以テ此供養ノ仏事可成ス処、今責登敵ト云ハ、皆以御重恩ヲ立身、国ヲ賜テ多勢ヲ従者也、冥鑑明ナラハ、不義逆従天罰ヲ蒙ルベシ」と語ったとみえ、

彼が後醍醐天皇のことを強く意識しながら一切経書写を行なったことが改めて確認できる。

このように文和三年の一切経書写・供養には怨霊鎮魂の色合いが濃いが、この事業に北朝が関わった形跡はない。文和元年（一二三二）八月に紆余曲折の末復活したばかりで、その後も一時京都を追われた北朝にしてみれば、怨霊鎮魂問題へ目を転じる余裕などなかったかもしれない。だが、この頃北朝に怨霊を鎮めようとする意志があったのかどうかは、当面大きな問題にはならない。ここで強調したいのは、尊氏が、せっかく復活した朝廷の存在をほとんど意識せず、怨霊鎮魂問題に取り組んだということである。つまり、尊氏は、勅願や「君臣道合」の体裁を掲げた暦応・康永年間（一二三三―四五）の先例に則らず、独自に後醍醐天皇以下戦争死者の鎮魂を試みたのである。先にとりあげた発願文に、武家の願文類にありがちな朝廷への寿ぎの言葉が見出せないことや、一切経供養の様子を伝える『仏観禪師語録』に朝廷への言及が見当たらないことも、この脈絡から理解できよう。

このように北朝は怨霊鎮魂問題から徐々に疎外され、足利将軍家の存在感が益々大きくなってきたが、この状況は、『新千載和歌集』の編纂問題を通して、より劇的な形で現出する。

尊氏は、延文元年（一二五六）頃から勅撰集の編纂に取り

掛かる。勅撰集は古来あくまでも朝廷が取仕切る事柄であり、かつて武家はその編纂について口出しをしたことはない。尊氏は先例を打破ってまで勅撰集編纂を推し進めたわけだが、深津睦夫氏によれば、その目的は後醍醐天皇の怨念を和らげることにあつたという。³⁸

すなわち、①後醍醐天皇の歌が多数入集していることもさることながら、②君が代への寿ぎの意味を込めて撰集主体Ⅱ当該治天の君の歌で締め括られるのが慣例だった大嘗会和歌が、後醍醐天皇の歌をもって締め括られていること、③いたるところに尊氏による後醍醐天皇讃頌が見出されること、④「新千載」の名称が崇徳院鎮魂のため編まれた『千載和歌集』³⁹を踏まえているとみられることは、『新千載和歌集』の編纂目的が後醍醐天皇の鎮魂にあつたことを裏書していると、深津氏は指摘されるのである。

尊氏は勅撰集編纂のさなかこの世を去るが、延文四年（一二五九）にできあがつた『新千載和歌集』の体裁は、尊氏の願望通りのものだった。北朝によつて編まれた『新千載和歌集』は、皮肉にも後醍醐天皇の御世の勅撰集という色合いをあわせもっていたのであり、このことは北朝にとつて屈辱以外の何ものでもなかっただろう。

以上のように、足利将軍家は、観応の擾乱を経ながら、北朝の存在をほとんど意識せず、独自に怨霊鎮魂問題へ対応し

ていった。それは、必ずしも足利將軍家の好んだ結果とは思われないが、もはや「君臣道合」のような理屈の出番はほとんどなくなつた。こうして、怨霊鎮魂問題における足利將軍家の位相が高まってくると、先例のない怨霊鎮魂の言説も登場してくるのである。

四 「責一人二婦スヘキ」時分

『太平記』の作者が説くように細川頼之が義満を補佐する新体制の出帆が太平盛大の始まりを意味するほど現実はいまくなかつたが、義満時代に入り南朝の軍事的抵抗が下火になつていったことは確かである。端的にいつて、義満は南朝軍勢の肉迫によつて京都を追われたことが一度もない。

膝元からの脅威がなくなり、さらに康暦の政変を通して権力を掌握すると、義満は内なる脅威へ目を転じ、有力大名の勢力削減を試みてゆく。その過程で明德元年（一三九〇）以降、土岐氏・山名氏・大内氏が相次いで幕府軍勢に討たれるが、度重なる戦乱によつて生じた怨霊を鎮めることが足利將軍家にとつて懸案になつたであろうことは想像に難くない。京都内野で非業の死を遂げた山名一族の怨念はとくに強く意識されたようで、その怨念が鎮められてゆく様子は、明德の乱直後に時衆が編纂したとされる『明德記』⁴⁰の記事から窺える。

史料五『明德記』下⁴¹

去程二去年十二月晦日ノ合戦二人馬多死重テ、内野大宮辺ノ戦場ニハ夜々ニハ修羅鬪諍ノ声聞ヘテ、時々ニ合戦死亡ノ苦ヲ抱ク音ノミ人ノ夢ニモ幻ニモ見エ聞ケル間、敵御方ノ討死共、猶怨害ヲ合テ合戦道ノ苦患ヲ受、瞋恚強盛ノ炎ニ身ヲ焦ス歟ト覺ヘテ哀ナル由上下沙汰シケレハ、御処様モ聞食シ及ハセ給ヒテ、今度ノ合戦ニ討死シタル者共、併我故也。去シ元弘建武二国土ノ兵多亡シ事ヲ、嵯峨ノ開山大御処ニ示シ申サレシ趣、聞召及ハレケルニ思召合ラレテ、是皆一業所感トハ云ナカラ、濫觸ハ責一人二婦スヘキ也。其上、御方ノ兵ハ皆我為ニ忠儀ヲ存シタル者共ナレハ、旁不便ニ被思召ル也。奥州モ昨日マテハ公臣ノ約ヲ成スト云ヘ共、不義ノ反逆ヲ誠テ已ニ誅戮シヌル上ハ、彼力遺跡ニ誰カ相残テ菩提ヲモ懇ニ訪ヘキト不便ニ被思召ケレハ、怨ヲ恩ヲ以テ報スヘシトテ、於相国寺ニ一乘八軸ノ妙経ヲ毎日ニ一部ツ、七ヶ日ニ七部頓写シ給フテ、無ニ亦無三ノ妙理ヲ演へ、百種ノ供具ヲ珍備ソ、五山ノ請衆一千人ヲ以テ大施餓鬼行セ給テ、陸奥前司氏清幽霊儀并ニ緒卒戦死ノ亡霊六道ノ有情三界万霊悉皆得道ト廻向セサセ給シカハ、如何計カ諸仏モ納受シ給テ、

亡魂モ受ケ悦フ覽ト聴聞ノ貴賤皆涙ヲソ流シケル。只當時ノ善根善候ノミナラス、末代ノ規範ニモ成セ給フヘキハ今日ノ大仏事也。サレハ天下モ安泰ニシテ、御運長久ノ基也ト万人頭ヲ低テ值遇結縁ヲソ悦ヒアヘリケル。去程二国々ヨリ新補ノ諸大名上洛有テ、天下早速ノ落居目出度ク畏存スル由被申テ、各屋形々々へ被成申シカハ、御処様モ連日ノ御遊二日ヲ涉セ給ヒケリ。同四月二十五日御沙汰始テ、禁裏・仙洞・寺社・禅律・卿上・雲客・諸大名・近習・外様・青侍・格勤ノ沙汰マテモ理非ヲ堅ク糺決セラレ、賞罰新二行ハレシカハ、仁政二ナカラ立テ、国土ニハ恨ヲ含ム人モ無ク、諸道ニハ七徳ノ曲ヲ奏シ、常ノ御遊ニハ三楽ノ歌ヲ唱レハ、京城花鮮ニシテ匂ヲ武運長久ノ春ニ施シテ、相国月明ニシテ光ヲ法燈万年ノ秋ニ輝カス有難カリシ事共也。

具体的な内容分析に入る前に、まず、史料五にみえる仏事は、天野文雄氏が指摘されたように、あくまでも明德三年（二二九二）四月に相国寺で行われたものであり、北野万部経会に直接つながるものではないことを確認しておきたい。⁴²史料五にみえる仏事が北野万部経会の施行に何らかの影響を与えたであろうことは想像に難くないが、施行の場所・時

期・内容からみて、両者は峻別されるべきであろう。

さて、史料五の構成は、①明德の乱犠牲者の怨霊出現による世上不安↓②義満の認知↓③曆応・康永年間における仏事の回想↓④怨霊鎮魂のための仏事施行↓⑤仏事への世評↓⑥太平の到来、となっており、その内容が義満時代への寿きであることは明らかだろう。すなわち、『明德記』の編者は、明德の乱で犠牲となった戦争死者の怨霊を義満が丁寧に鎮めたことを転機に、「国土ニハ恨ヲ含ム人モ無」き「有難カリシ」時代が到来したことを寿いでいるのである。

だが、『明德記』に語られている明德の乱の展開様相を想起すれば、この締め括りには違和感を感じざるをえない。

『明德記』中には、「抑今度御小袖ヲ召レスシテ腹巻ヲ召レケル御事ヲ、何事ソト申ニ、御小袖ハ、朝家ノ御敵退治ノ時召サル、佳例ノ御着長也、今度ハ家僕ノ悪逆誠メ御沙汰ノ御合戦ナレハ、敵ニ合ヌ御鎧ナル」云々とみえており、義満が山名一族との合戦に公の名分を与えなかったことは明らかである。明德の乱は、いふなれば、足利將軍家の私戦だったのである。

この私戦の結果生じた怨霊を鎮めることが世の中の隅々まで太平をもたらした、と作者は語る。飛躍というほかないが、この飛躍こそ、南北朝の成立以来揺れ動いてきた、怨霊鎮魂問題における足利將軍家の位相の着地点を物語っていると思

われる。次に、その着地点を探るべく、傍線のくだりに注目してみたい。

まず、一業所感とは、複数の人が同一の業によって同一の報いを受けるという意味であり、中世の軍記物語でよく出会う文言である。⁴³ここでは、多くの人が同じく明德の乱によって犠牲となった結果(報い)を踏まえた表現だろう。「一業」の中身は明言されていないが、いずれにしても、「トトハ云ナカラ」の文脈からわかるように、一業所感の文言は、次の「濫觴ハ責一人ニ帰スヘキ也」のくだりを際立たせるべく援用されているといえよう。

傍線部の後半にみえる責婦一人の典故は、『論語』堯曰篇の「万方有罪、罪在朕躬」「百姓有過、在予一人」である。前者は殷湯王が、後者は周武王が、それぞれ語ったとされるものだが、いずれも人民の過ちに対する責任から逃れない天子の境遇を言い表している。

ところで、責婦一人の文言が戦争死者鎮魂の場面で使われたのは、史料五が初例ではない。夙に天慶十年(九四七)、朱雀上皇は、承平・天慶の乱で犠牲となった戦争死者の鎮魂を試みるなか、「昔当万邦之有罪、婦責於一人」と語っている。⁴⁴『明德記』の編者が朱雀上皇の願文を参考にしたのかどうかは不明だが、いずれにしても、責婦一人の文言をもって室町殿の立場を公のものへとつなぎとめる発想は画期的とい

えよう。⁴⁵

「家僕」のレトリックがつきまとう戦いであっても、「一人」が関わっている以上、その戦いは公の重みをもつ。したがって、その戦いの結果生じた怨霊を鎮める行為は、足利将軍家の内なる仏事にとどまらず、世の中に太平をもたらすものへと転換されてゆくのである。こうして、怨霊鎮魂問題における足利将軍家の位相は、朝廷に匹敵するところまで押し上げられたのである。

おわりに

本論文で考察した結果を踏まえれば、南北朝時代の怨霊鎮魂問題は、足利将軍家のもとへ収斂・統合していったと想定される。鎌倉幕府の滅亡、建武新政の出帆、南北朝の成立、観応の擾乱、明德の乱など、目まぐるしい動乱の推移のなか、怨霊鎮魂問題における足利将軍家の位相は次第に高まり、義満時代にいたっては、怨霊鎮魂問題に取り組む室町殿の姿が「二人」と表象された。

だが、バサラの時代にメスを入れて得たこの断面は、もう一つの脈絡を指し示しているのではなからうか。

玉懸博之氏は、霊山付囁の論理の根底に「能力の原理」が横たわっていると指摘される。⁴⁶玉懸氏は霊山付囁の論理によって朝廷の存在が相対化されるところに注目されたが、同じ

事態は足利將軍家に起きてもおかしくない。つまり、仏法を興隆させるだけの能力を備えている者なら、誰もが有力檀那と位置づけられるわけだから、朝廷を相対化したところに成り立った足利將軍家の位相は、同じ論理をもって相対化するのであった。

実際、靈山付囑の論理は広がりを見せ、たとえば、春屋妙葩は細川氏を、⁴⁷乾峰士曇は田嶋氏を有力檀那と見做した。⁴⁸細川氏や田嶋氏にも、仏法興隆の一環として怨霊鎮魂問題へ主体的に対応しうる地平が開かれていたのであり、この事態は、両氏に限るものではなかったのだろう。実際、バサラ大名佐々木道譽は、延文元年（一三五六）、「自元弘以来凶敵・御方、共以於戰場墜命族不可勝計、然間正為資彼亡魂之菩提」と、四条道場（＝金蓮寺）へ四条京極の敷地を寄進した。⁴⁹全国を巻き込んだ動乱が長びく間、怨霊鎮魂問題に関わる有力檀那は次から次へと現れてきたのではなからうか。

その兆候は、『太平記』にも探知される。『太平記』は室町幕府による怨霊鎮魂の史書とされるが、⁵⁰実際『太平記』を紐解いてみると、室町幕府が怨霊鎮魂問題に携わっている場面は案外と少ない。これに対し、在地社会の人々が怨霊へ対応する様子は実に鮮やかに描かれている。

もちろん、在地社会に流布する怨霊譚を収集し、『太平記』へ保管する行為自体、収斂・統合の方向性を暗示する。だが、

たとえば、動乱の推移をひっくり返しかねない楠木正成怨霊の跳梁が、官途もなく「大森彦七盛長」と称される素性不明の武士によって鎮められることなどは、⁵¹どうしても収斂・統合の脈絡をもって捉えきれない側面が残る。要するに、『太平記』の怨霊譚からは、収斂・統合のみならず、発散・分裂の方向性も想定されるのである。

いずれにしても、南北朝時代以降の怨霊鎮魂問題の行方を考える上で、『太平記』の怨霊譚についての分析は欠かせない。今後、『太平記』を足がかりに、怨霊鎮魂をめぐる動乱期の人々の心性の解明へさらに取り組んでゆきたい。

注

1 この視点については、久野修義「中世寺院と社会・国家」「日本中世の寺院と社会」塙書房、一九九九（初出は『日本史研究』三六七、一九九三）、同「中世日本の寺院と戦争」「戦争と平和の中近世史」青木書店、二〇〇一を参照。なお、横内裕人「東大寺の再生と重源の勸進―法滅の超克―」「軍記と語り物」四二、二〇〇六、三八―三九頁をもあわせて参照。

2 笠松宏至氏の徳政論を参照した（『徳政令―中世の法と慣習―』岩波書店、一九八三など）。

3 辻善之助「安国寺利生塔考」『日本仏教史研究』岩波書店、一九

八三(初出は『日本仏教史之研究』金港堂書籍、一九一九)、今枝愛真「安国寺・利生塔の設立」『中世禅宗史の研究(復刊版)』東京大学出版会、一九七八(初版は一九七〇)、菅基久子「護国と清浄―天龍寺創建と夢窓疎石―」『国家と宗教』思文閣出版、一九九二、八木聖弥「怨霊思想と天龍寺創建」『太平記的世界の研究』思文閣出版、一九九九、松尾剛次「日本中世の禪と律」吉川弘文館、二〇〇三、第二部の第四章「日本中世の禪と律」醍醐天皇―その怨霊と鎮魂、文学への影響―」『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六(初出は『九州史学』二二六、二〇〇〇)、西山美香「法観寺八坂塔『利生塔』の再興」『武家政権と禅宗―夢窓疎石を中心に―』笠間書院、二〇〇四(初出は『伝承文学研究』五一、二〇〇二)など。

4 『鎌倉遺文』三三二七五号。

5 『鎌倉遺文』三三四八二号。

6 『鎌倉遺文』三三三〇五号。ちなみに、鎌倉中期以降、光明真言が死者供養の作法として幅広く流布したことは、宗源にまつわる逸話からも推定できる(『沙石集』巻第二ノ七、『徒然草』第二ニ二段を参照。宗源は浄土宗の師匠だったにもかかわらず、追善作法としての光明真言の利益を語ったという。なお、光明真言の大衆化への筋道は明恵によって立てられた。詳細については、末木文美士「明恵と光明真言」『鎌倉仏教形成論―思想史の立場から―』法蔵館、一九九八(初出は『華嚴学論集』大蔵出版、一九九七)を参照。

7 『南北朝遺文』九州編・五〇七号。

8 『後醍醐天皇御旨写』(『葦山町史』第三巻中、二一九頁所収)。

9 敗者側の女性が、死者の冥福を祈る行為は、目新しいものではない。たとえば、治承・寿永の内乱後、平氏出自の女性たちは、

長門国阿弥陀寺(のちの赤間神宮)において、安徳天皇以下の冥福を祈った(石田拓也「長門国赤間関阿弥陀寺―長門本平家物語の背景―」『軍記と語り物』一四、一九七八、砂川博「平家物語の形成と琵琶法師」おうふう、二〇〇二、二九三頁以下を参照)。また、観応の擾乱後、高師泰の娘(尼明阿)は、師泰と師直の冥福を祈るべく、総持寺へ三河国菅生郷を寄進したが、その後同寺には高氏の女性たちが入室し、足利將軍家の支援を受けつつ、祖先の冥福を祈り続けた(『総持寺文書』を参照)。

10 「去る七月の初めより中宮御心地を煩ひ給ひけるが、八月二日に隠れさせ給ひにけり。その御歎きの色いまだ変ぜざるに、同じき十一月三日、春宮また崩御なりにけり。これしかしながら、亡卒怨霊どもの成すところなり。ただ事にあらず。されば、その怨害を止めて善所に赴かしめんために、四箇大寺に仰せて、大蔵経五千三百巻を一日に頓写せられ、法勝寺にてすなはち供養を遂げられにけり。ありがたかりし大善事なり、上古にも聞かずとぞ申し合ひし」。引用は『新編日本古典文学全集』(底本「天正本」)による。以下同。

11 『鎌倉遺文』三三六九二・三三六九三号を参照。

12 『南北朝遺文』九州編・二二三号。以下、漢文史料は読み下しで引用する。漢文史料の原文は、本論文の最後に掲げておいた。なお、史料の傍線は引用者による。

13 『南北朝遺文』関東編・二一九号。

14 たとえば、『吾妻鏡』宝治二年二月五日条には、「(上略)、当寺

(永福寺Ⅱ引用者)者、右大將軍、文治五年討取伊予守義顯、又入奥州征伐藤原泰衡、令婦鎌倉給之後、陸奥出羽兩國可令知行之由、被蒙、勅裁、是依為泰衡管領跡也、而令廻闕長東久遠慮給之余、欲有怨靈、云義顯云泰衡、非指朝敵、只以私宿意、誅亡之故也、(下略)とみえ、怨靈鎮魂問題をめぐる、「公戦―朝廷、私戦―幕府」という鎌倉武士たちの認識が推定できる。詳細については、別稿を準備している。

15 卷第二十四・天龍寺建立の事。

16 『大正新脩大藏經』第八十卷・四六七頁c、四六九頁b。なお、史料三・四の読み下しは、佐々木咨道『訓註夢窓国師語録』春秋社、二〇〇〇を踏まえている。

17 『夢窓疎石と初期室町政權』『日本中世思想史研究』ペリカン社、一九九八(初出は『東北大学文学部研究年報』三五、一九八六)。

18 『仏告波斯匿王、我当滅度後法欲滅時、受持是般若波羅蜜、大作仏事、一切国土安立、万姓快樂、皆由般若波羅蜜、是故付囑諸国王、不付囑比丘比丘尼清信男清信女、何以故、無王力故、故不付囑』(『大正新脩大藏經』第八卷・八三二頁b)。

19 『平安遺文』一九九三号。平雅行氏は、この文章をとりあげ、「王権仏授説ともいうべき思潮が登場し」と指摘された(『中世仏教の成立と展開』『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二、四六二頁)。

20 『夢窓問答集』二〇〇『有力の檀那の祈祷(通番号以下は、川瀬一馬『夢中問答集』講談社、二〇〇〇による)、『夢窓国師語録』卷下之一・康永改元壬午仲秋初五日欽奉聖旨慶讚京城東山八坂

宝塔など。

21 ただ、このような解釈は、疎石独自のものではなく、鎌倉時代以来禅僧の語録に類出する。詳細は略するが、大藏経テキストデータベース研究会(2011)提供の『大正新脩大藏經』テキストデータのオンライン検索)からは、「国王大臣有力檀那」の用例が十六件検出される。

22 『夢中問答集』「九」真言秘法の本息。

23 玉懸博之「夢窓疎石と初期室町政權」一三二―一四七頁。

24 『南北朝遺文』関東編・七五八号。

25 『南北朝遺文』関東編・九四五号。円成寺に対する幕府の支援は、室町時代に入っても相変わらず行なわれた(『静岡県史』資料編6・中世二、六三五・一二〇七・一二〇八号文書を参照)。

26 『師守記』同日条。

27 『宝戒寺文書』四二六―四二九号(文書番号は『鎌倉市史』に よる)。

28 『師守記』貞治四年五月廿日条。詳細については、山田貴司『南北朝期における足利氏への贈位・贈官』『七隈史学』八、二〇〇七を参照。

29 『師守記』貞治四年五月廿二日条。なお、幕府の関与は不明だが、宝戒寺には、地藏菩薩像が新たに制作・安置されている(『宝戒寺文書』四三三―四三五号)。

30 森茂暁『南朝全史―大覚寺統から後南朝へ―』講談社、二〇〇五、第一章を参照。

31 『大正新脩大藏經』第八十卷・四六三頁c、四六四頁c。

32 高柳光寿『足利尊氏(改稿)』春秋社、一九六五、四四九―四五

四頁を参照。

33 尊氏の一切経書写に関する先行研究としては、さしあたって、

次の論考を参照。生駒哲郎「足利尊氏発願一切経考―尊氏の仏教活動と一切経の書写―」『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八。

34 引用は、加地宏江校註『源威集』平凡社、一九八六による。

35 文和元年六月、南朝は略的に北朝の三上皇と直仁親王を連れ去り、当時の仕来りからして北朝の復活は不可能となった。切羽詰った幕府は、広義門院を上皇に擬して後光厳天皇を擁立し、北朝を復活させる。詳細については、今谷明『室町の王権―足利義満の王権篡奪計画―』中央公論社、一九九〇、八―一三頁を参照。

36 『仏観禪師語録』の関連箇所は、『大日本史料』第六編十九、三〇二頁以下に収録されている。なお、『大日本史料』には、一切経供養の際に詠まれた青山慈永の詩のため作成された、此山妙在の序文も収録されている。この序文には、「致君堯舜」「事君尽忠」という文言が見出されるが、ここでいう「君」も、後光厳天皇や光厳院ではなく、後醍醐天皇をさしていると判断される。

37 『新千載和歌集』の奏覧記事のなか、「抑此集事、去延文元年六月被仰下〔武家内々申出敷〕とみえる〔園太暦〕延文四年四月廿八日条。

38 「新千載和歌集の撰集意図について」『皇学館大学文学部紀要』三九、二〇〇〇（中世勅撰和歌集史の構想）笠間書院、二〇〇五に再録）。なお、小川剛生「武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍

から戦国大名まで―』角川学芸出版、二〇〇八、一二五―一二八頁をもあわせて参照。

39 詳細については、丸谷才一「読人しらず」『新潮』七二（八）、一九七五、谷山茂『千載和歌集』解説『陽明叢書 千載和歌集』思文閣出版、一九七六を参照。

40 富倉徳次郎「明德記解説」『平治物語、明德記』思文閣出版、一九七七、砂川博「明德記と時衆」『軍記物語の研究』桜楓社、一九九〇（初出は『日本文学』三六（二）、一九八七）などを参照。なお、和田英道氏は、畠山氏の被官温井入道兼阿を作者と特定されている（『明德記校本と基礎的研究』笠間書院、一九九〇、三〇七頁以下）。

41 引用は宮内庁書陵部本による（和田英道『明德記校本と基礎的研究』所収）。句読点は私に付した。

42 天野文雄「古作の鬼能《小林》成立の背景―足利義満の明德の乱処理策との関連をめぐって―」『鬼と芸能―東アジアの演劇形成―』森話社、二〇〇〇、二〇七―二〇八頁。なお、北野万部経会については、白井信義「北野社一切経と経王堂―一切経会と万部経会―」『日本仏教』三、一九五九、梅澤亜希子「室町時代の北野万部経会」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』八、二〇〇二などを参照。

43 『平家物語』巻第三・少将都帰、巻第十二・六代、『太平記』巻第十・分部関戸小手指合戦の事、巻第十六・尊氏九州より御上洛の事、巻第三十・諸国の兵を扶け引き帰す事など。

44 『朱雀院平賊後被修法会願文』（『本朝文粹』巻第十三所収）。「一人」を室町殿と治天の君をあわせた言葉として訳さねばな

らない場合もあるが、「禁裏」「仙洞」が義満の「御沙汰」の対象になっていることからわかるように、史料五の「一人」は明らかに義満をさしている。責帰一人の用例や、その類例については、『八幡愚童訓』甲、『南北朝遺文』九州編・五三六八号、『増鏡』第二・新島守、『太平記』巻第二十四・朝儀廃絶の事、『源威集』六・義家武勇ノ事、『建内記』嘉吉元年（一四四二）十月十日・十二日条、『応仁略記』下などを参照。ちなみに、建久八年（一一九七）、源頼朝は、治承・寿永の内乱によって生じた死者を鎮魂すべく、諸国の関東祈禱寺で八万四千基塔を供養したが、その際に作成された但馬国守護源親長の敬白文は、明らかに朱雀上皇の願文を下敷きにしている（『鎌倉遺文』九三七号）。だが、「昔当万邦之有罪、帰責於一人」のくだりは、意図的に採用されていない。建久八年といえは、後白河院の死去をうけ、頼朝が全国を視野にいられた政局運営を試みていた時期だが、この時にも武家の首長が「一人」と抽象化されることはなかったのである。なお、頼朝による八万四千基塔供養については、大山喬平「鎌倉幕府の西国御家人編成」「歴史公論」四〇、一九七九、西山美香「鎌倉將軍の八万四千塔供養と育王山信仰」「金沢文庫研究」三二六、二〇〇六を、建久八年の政局については、石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」「日本中世国史の研究」岩波書店、一九七〇（初出は『史学雑誌』六八（二）、一九五九）、田中稔「鎌倉初期の政治過程―建久年間を中心に―」「鎌倉幕府御家人制度の研究」吉川弘文館、一九九一（初出は『歴史教育』一一（六）、一九六三）を参照。

「窓疎石と初期室町政権」。

47 『南北朝遺文』中国四国編・三三二―三三三号。

48 『南北朝遺文』九州編・六九〇九号。

49 「佐々木道誉寄進状」（『金蓮寺文書』所収）。『金蓮寺文書』のうち中世文書は、阿部征寛氏により翻刻されている（『京都四条道場金蓮寺文書―中世編―』、『庶民信仰の源流―時宗と遊行聖―』名著出版、一九八二）。引用は、これによった。

50 松尾剛次「太平記―鎮魂と救済の史書―」中央公論新社、二〇〇一。

51 巻二十三・伊予国より靈劍註進の事。

引用漢文史料の原文

史料一「足利尊氏寄進状」

寄附 丹波国八田郷光福寺、

日向国国富庄内石崎郷地頭職事、

右、為祈四海之靜謐一家之長久、將亦為救相模入道高時「法名

常鑑」并同時所滅亡輩之怨靈、所寄附如件、

建武二年三月一日 參議（花押）

光福寺長老

史料二「足利尊氏寄進状案」

奉寄 円頓宝戒寺

相模国金目郷半分事

右、相模守高時「法名崇鑑」天命已尽、秋刑忽臻、是以、

当今皇帝被施仁慈之哀恤、為度怨念之幽靈、於高時法師之旧居、

被建円頓宝戒寺之梵宇、爰尊氏奉武將之鳳 詔、誅逆徒之梟患、

征伐得時、雄勇遂功、然間滅亡之輩、貴賤老幼男女僧俗不可勝

計、依之割分金目鄉、所寄宝戒寺也、是偏有亡魂之恨、為救遣骸之辜也、然則

皇帝久施殷周之化、愚臣早固伊呂之功、仍奉寄如件、

建武二年三月廿八日 參議源朝臣在御判

円頓宝戒寺上人

史料三『夢窓国師語錄』卷下之一・覺皇宝殿慶賀陞座

(上略)、復云、妙性円命離諸名相、本來無有世界衆生、此是如來不欺之語也、既無世界、安有興亡治亂之為變乎、亦無衆生、寧容彼我窺親於其間哉、(中略)、若究其本、則禍之与福同源、寃之与親一体、仏祖出興於世不為別事、唯為令衆生悟入此同源一体之域而已、爰元弘以來、天下大亂、不翅戰場兵卒殞軀命、至于山野飛走、亦罹其余殃、(中略)、茲者征夷大將軍源朝臣、左武衛將軍源朝臣、真智内薫、靈機外発、自懷慙愧、欲謝愆尤、具陳丹悃、上達 叡聞、所伸懇志、深協 叡襟、乃奉 聖旨、於樽桑国中、每州建立一寺一塔、普為元弘以來戰死傷亡一切魂儀、資薦覺路、又曆応年中、特立 叡願、革此皇宮、以作梵苑、奉為 先皇、嚴飾寂場、又命武家、董其營造、経年未機、不日成功、寔是君臣道合、天龍保持之所致耳、便見物不終否、惡事転成善事、法無定相、逆縁却為順縁、此所以其禍福同源、寃親一体者也、(下略)。

史料四『夢窓国師語錄』卷上・再任天龍資聖禪寺語録

(上略)、夫以、真淨界中無他無自、豈容怨親於其間哉、一迷纒生万境隨現、世界治乱人倫怨親、虚妄相酬虚妄相奪、若有靈根者、直下知非、一念不生、前後際斷、若是淺識之流、彼此幻妄所縛、無有休歇、或有似怨而親者、或有似親而怨者、怨之与親

都無定相、此所以其怨親俱幻妄也、元弘大亂之時、征夷將軍特奉 勅命、速亡国敵、因茲官位日日遷喬、名望人人改觀、忽因讒虎長威、遂得逆鱗難回避、釋其由来、併是疾成功業、甚極叡襟之所致也、古者道親是為怨媒、其此之謂歟、于茲祥瑞雲散、龍馭不虞幸南山、簫韶声消、鳳輦不復還北闕、武家大息以謂、悲哉、臣遂墮讒諛、陳謝不及、永沈逆臣之謬而已、以故武家愁歎切於常流、不敢以恨緒介懷、自瀝丹悃特修白業、專欲奉祈於覺果、遂見建大伽藍、作大仏事、暑往涼來又逢南呂、一十三回御忌忽爾斯臨、五千余卷真詮、仍旧看閱、加之、新開僧堂以安清衆、不翅今日一会仏事、尽未來欲奉資薦 神儀、詢其追修懇切之志、偏出君臣不和之中、以此思之、可謂怨是為親媒也、(下略)。